独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アズビル株式会社 コード 684						
提出日	2	2024/5/24	異動(予定)日		2024/6/	/25	
独立役員届出書の 提出理由 2024年6月25日開催の定時株主総会において、取締役選任議案が提出され たに社外取締役となる予定の2氏を新たに独立役員として指定、並びに下記 「該当状況についての説明」及び「選任の理由」を更新するため。							
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号		社外取締役/ 社外監査役	独立役員			役員の属性 (※2・3)			異動内容	本人の								
			伍立仪員	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-	該当なし	大利門台	同意
1	藤宗 和香	社外取締役	0													0		有
2	永濱 光弘	社外取締役	0										Δ				訂正・変更	有
3	アン カー ツェー ハン	社外取締役	0													0		有
4	佐藤 文俊	社外取締役	0										Δ				訂正・変更	有
5	吉川 惠章	社外取締役	0										Δ				訂正・変更	有
6	三浦 智康	社外取締役	0										Δ				訂正・変更	有
7	市川 佐知子	社外取締役	0													0	新任	有
8	吉田 寛	社外取締役	0										Δ				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

<u> </u>	<u>加工权具の属任「医任垤田の武明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		長年にわたり検事として活躍し、最高検察庁検事退官後は法科大学院で教鞭をとるかたわら国の審議会委員を務めるなど、高い見識と豊富な経験を有しております。当社の取締役会においては業務執行の監督のみならず、コンプライアンス経営やリスク管理の更なる徹底と経営の透明性・公正性を高めるため、法律専門家としての幅広い知識・経験から、またサステナビリティやCSRの観点も踏まえた積極的な発言を行っております。業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献ができると判断しております。 また、上記aから I のいずれにも該当せず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
2	5,348百万円と当社の連結総資産313,728百万円の1.7%ですが、当社グループは実質的に借入を行っている状態(手元資金を上回る借入を行っている場合)でないため、当社の定める社外役員の独立性判断基準における主要な借入先には該当せず、また2015年3月まで、当社の取引後であるみずほ証券株式会社の取締役でありましたが、その取引額は、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社の連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.3%に満たない額であり、当社の定める社外役員の独	金融機関で要職を歴任し、企業経営、金融・証券分野及びグローバルビジネスに関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。2015年に当社の社外監査役に就任後は、コーポレート・ガバナンスや会社経営の在り方等に関する優れた見識を活かして当社事業全般を監査し、また、2019年より当社の社外取締役として業務執行の監督のみならず、経営の透明性を高めるため、資本市場の視点やグローバルな観点も踏まえた積極的な発言を行っております。業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献ができると判断しております。同氏は過去に(2013年3月まで)、当社の借入先である株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行)において業務執行にあたっており、また、過去に(2015年3月まで)当社の取引先であるみずほ証券株式会社において業務執行にあたっておりましたが、両社は左記のとあり当社の恵思決定に影響を及ぼす取引先・借入先ではないことから、また、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
3		国際法律事務所においてパートナー弁護士を務め、海外企業案件に加え、日本企業の国際間取引案件における契約の締結支援を行ってまいりました。また、多くの日本企業との業務経験を有しており、日本の商習慣にも詳しく、さらに当社が属する業界に関を知りを指令しております。当社の取締役会においては国際ビジネスに関する高い知見を活かして、業務執行の監督のみならず、国際事業伸長に向けた事業推進体制や中長期的な成長に向けた投資への考え方などグローバルな観点も踏まえた積極的な発言を行っております。業務 前に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献ができると判断しております。。また、上記aから「のいずれにも該当せず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
4	当社の連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも 0.1%に満たない額であり、当社の定める社外役員の独立性判断基準におけ	わが国の中央銀行において要職を歴任し、金融分野での幅広い知識と豊富な経験に加えて、製造業における事業会社での経理、法務、人事等を統括する管理部門における勤務経験及び取締役としてのマネジメント経験を有しております。2019年に当社の社外監査役に就任後は、当社事業全般を監査し、また2022年からは取締役(監査委員)として当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献してまいりました。当社の取締役会においては当社の事業・財務戦略の妥当性及びリスク管理やコーポレート・ガバナンス強化の観点から積極的な発言を行っております。また、財務・会計・法務に関する知見のほか、企業経営に関する知見も有しており、当社の経営の高度化への貢献ができると判断しております。同氏は過去に(2017年3月まで)、当社の取引先である株式会社堀場製作所において業務執行にあたっておりましたが、同社は左記のとおり当社の意思決定に影響を及ぼす取引先ではないことから、また、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

2016年3月まで、当社の取引先である、三菱商事株式会社の常務執行役員 |グローバルに事業を展開する総合商社において要職を歴任し、海外事業展開や事業ポート でありましたが、その取引額は、直近事業年度及び先行する3事業年度におフォリオ戦略に関して幅広い知識と豊富な経験を有するほか。 ないと判断しております。

シンクタンク・コンサル いて当社の連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれ、ティング企業における企業経営経験等を有しております。2022年に当社の社外取締役にも0.1%に満たない額であり、当社の定める社外役員の独立性判断基準における主要な取引先には該当せず、当社の意思決定に影響を及ぼす取引先では、の国際事業戦略、中長期的な成長に向けた事業戦略への考え方や人材育成について積極的

の国際争集戦略、中長期的な成長に同けた争集戦略への考え方や人材育成について慎極的な発言を行っております。業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献ができると判断しております。同氏は過去に(2016年3月まで)、当社の取引先である三菱商事株式会社において業務執行にあたっておりましたが、同社は左記のとおり当社の意思決定に影響を及ぼす取引先ではないことから、また、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般 株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

において当社連結売上高及び株式会社野村総合研究所の連結売上高に対する 取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であります。また、公益財団法 人野村マネジメント・スクールの売上高に対する取引額(当社が受講した研 修費用)の割合は1.4%未満、額にして7百万円未満であり、当社から同法 人への売上はございません。よって、両社とも当社の定める社外役員の独立 性判断基準における主要な取引先には該当せず、当社の意思決定に影響を及 ぼす取引先ではないと判断しております。

えた事業戦略、人材育成面から積極的な発言を行っております。業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献ができると判断しております。

同氏は、過去に当社の取引先である株式会社野村総合研究所の理事(2022年6月まで) 及び公益財団法人野村マネジメント・スクールの専務理事(2022年5月まで)を務めて おりましたが、いずれも左記のとおり当社の意思決定に影響を及ぼす取引先ではないこと から、また、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相 反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

日本及び米国ニューヨーク州の弁護士並びに米国公認会計士として、グローバルな視野を 持ち、豊富な経験と広範な知識・専門性を兼ね備えています。さらに、他の製造業を中心 とする上場企業で社外役員を務め、コーポレート・ガバナンスや会社経営の在り方につい ります。

、また、上記aから | のいずれにも該当せず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断 基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定してい

2020年3月まで、当社の取引先である、日立化成株式会社(現:株式会社 レゾナック)の執行役でありましたが、その取引額は、直近事業年度及び先 行する3事業年度において当社の連結売上高及び同社の連結売上高に対する 取引額の割合はいずれも0.2%に満たない額であり、当社の定める社外役員

グローバルに事業を展開する上場化学メーカにおいて要職を歴任し、財務・会計に関する 幅広い知識と、製造業における経営企画・戦略立案の豊富な経験、執行役及び監査役とし ての経験を有しております。今般、当社の社外取締役として同氏の有する豊富な財務・会 計に関する専門知識に加え、製造業における経営企画・戦略立案の豊富な経験を活かし、 の独立性判断基準における主要な取引先には該当せず、当社の意思決定に影 響を及ぼす取引先ではないと判断しております。 「同氏は、過去に当社の取引先である日立化成株式会社(現:株式会社レゾナック)の執行 役 (2020年3月まで) を務めておりましたが、左記のとおり当社の意思決定に影響を及 ぼす取引先ではないことから、また、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」 により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

補足説明

社外役員の独立性判断基準

社外役員の選任にあたり、独自の独立性判断基準を定めており、以下に該当する者は独立性はないものと判断します。

1.当社及び連結子会社の業務執行者※(※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役又は執行役員もしくは部門長その他の社員全般をいう)又はその就任の前の10年間に おいてそうであった者

- 30、当社及び連結子会社の非業務執行取締役もしくは監査役に就任する前の10年間において、当社及び連結子会社の業務執行者であった者 3. 当社及び連結子会社の非業務執行取締役の在任期間が原則として12年を超えている者 4. 当社及び連結子会社の監査役の在任期間が原則として12年(3期)を超えている者

- 当社グループの主要な取引先(直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしているもしくは支払いを受けてい る)の業務執行者、又は最近3年間でそうであった者

- る)の業務執行者、又は取近3年間でそうでのつに名 6. 当社グループの主要な借入先く(注)又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近3年間でそうであった者 (注)主要な借入先とは、当社グループが手元資金を上回る借入を行っている場合(実質的な借入がなされている状態)において、借入残高が当社事業年度末の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。 7. 当社グループの会計監査人又は監査法人等の関係者又は最近3年間でそうであった者(現在退職している者を含む) 8. 上記7. に該当しない弁護士、公認会計士他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財
- 産上の利益を得ている者
- 9. 上記7. 又は8. に該当しない法律事務所、監査法人等であって、当社グループを主要な取引先とする会社(過去3事業年度の平均で、その会社の連結売上高の2%以 上の支払いを当社グループから受けた会社)の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者 10. 当社の現在の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主)又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近5年間でそうであった者
- 当社グループから取締役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者及び監査役当社が主要株主である会社の業務執行者及び監査役
- 3. 当社 グループから過去 3 事業年度の平均で年間 1,000万円を超える寄付又は助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等組織の業務執行者
- 14. 上記 1. から13. の配偶者又は二親等内の親族もしくは同居の親族
- 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者 b. 上場会社又はその子会社の業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合) c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)

 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - 以上のa~の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- a~ I のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。